

長崎県クレー射撃協会規約

(平成14年4月1日)

事務局 長崎県クレー射撃協会
〒859-6408 長崎県佐世保市世知原町栗迎 322
TEL 0956-76-2476 / 090-1169-6120
会長 市川 勝彦

長崎県クレール射撃協会規約

第一章 一総則一

(名称)

第1条 本会は、長崎県クレール射撃協会という。

(事務局)

第2条 本会は事務局を長崎県内に置き、各市及び郡に下部団体である各協会や支部を置くことができる。

第二章 一目的および事業一

(目的)

第3条 本会は長崎県内におけるクレール射撃を統括し、クレール射撃の健全な普及発達および体育文化の振興を図り、スポーツマンシップの高揚に務め、もって明るく正しい社会の発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) クレール射撃の普及並びに指導に関する事業
- 2) クレール射撃に関する講習会の開催および指導者の養成
- 3) クレール射撃大会の開催
- 4) クレール射撃に関する資料の保存および刊行
- 5) 国体等に県を代表して参加する選手並びに監督の選出
- 6) 日本クレール射撃協会に長崎県を代表して加盟する
- 7) 長崎県体育協会に県のクレール射撃を代表して加盟する。
- 8) アマチュア・スポーツマンシップの確立に必要な事項
- 9) その他本会の目的達成に必要な一切の事業

第三章 一会員一

(会員)

第5条 本会の会員は次のとおりとする

- 1) 正会員 = 本会の目的に賛同し、年会費を納入した者で、長崎県に住所を置く者。
または本会の正会員であった者がやむを得ない事由により他県へ移動した後も継続して年会費を納入した者
- 2) 賛助会員 = 本会の事業を援助する者

- 3) 名誉会員＝本会に対し特に功労のあった個人または法人で総会の議決を経て推薦された者

(入会)

第6条

- 1) 本会に入会しようと思うものは、入会申込書に本会会員である推薦者2名の署名捺印を受けて会長に提出し理事会の承認を受けなければならない。ただし、第4条の各号を妨害し、またはそのおそれのある者及び第10条の各号に該当し、またはそのおそれのある者は入会を認めない。
- 2) 各クレー射撃協会の会員で各市会長より推薦の上、長崎県クレー射撃協会の会員となり、長崎県クレー射撃協会会長の推薦の上で、日本クレー射撃協会の会員と九州ブロック協議会の会員となることのできるものとする。(赤文字：削除)
- 3) アマチュア規定に違反した競技会に出場した者はその日から3年間は入会を認めない。ただし、本人の反省が顕著でかつ理事会がこれを認め、本人が誓約書を提出した場合はこの限りではない。
- 4) 名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず本人の承諾をもって会員となるものとする。

5) 削除

(会費)

第7条 I項 本会の会費は次のとおりとする。

- 1) 正会員 年額 ￥5000
- 2) 賛助会員 年額(1口) ￥5000 ただし、1口以上
- 3) 名誉会員 会費の納入を要しない。

II項 すでに納入した会費は、いかなる理由があっても返還しない。

III項 I項1)の正会員の会費を納入した者は、日本クレー射撃協会並びに九州ブロック協議会の会員となることのできる。

(資格の喪失)

第8条 I項 会員は次の事由によりその資格を喪失する。

- 1) 退会したとき。
- 2) 禁治産又は準禁治産若しくは、破産宣告を受けたとき。
- 3) 死亡したとき。
- 4) 除名されたとき。
- 5) 本会員が、倒産および銀行取引停止を受けたものは、国体出場の選手および役員を認めないものとする。

Ⅱ項 会員が理由なくして、1年以上会費の納入を怠ったときは退会したものと見なす。

Ⅲ項 やむを得ない事由が生じた場合、または本人の申し出が認められた場合は会員資格を一時停止し、会費の納入を免除することが出来る。

(退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、その事由を記載した退会届を会長に提出しなければならない。

(除名)

第10条 I項 会員が各号の一つに該当するときは、理事会で懲罰について協議決定の決議を経て、(削除)除名することができる。

- 1) 本会の会員としての規則及び義務に違反したとき。
- 2) 本会の名誉を傷つけたとき、またはその運営上甚だしく支障を来す言動をなしたる者、或いはそのおそれがあると認められたとき。
- 3) 本会の会員相互の親睦・融和に欠けると認められたとき。
- 4) 本会の目的に違反する行為があったとき、またはそのおそれがあると認められたとき。
- 5) アマチュア規定に反した競技会に出場したとき。
- 6) その他本会に不適格行為があったとき。

Ⅱ項 除名が決定したときは、直ちに各都道府県クレール射撃協会に通知する。

第四章 一役員及び職員一

(役員)

第11条 本会に次の役員を置く。

- 1) 会長 1名
- 2) 副会長 1名
- 3) 理事長 1名
- 4) 理事 4名
- 5) 監事 1名

(役員を選任)

第12条 本会の役員は次により選任する。

- 1) 会長は、総会において会員の内から選出する。
- 2) 副会長は、会長が指名する。
- 3) 理事長は、理事の内から会長が指名する。
- 4) 理事は、県内会員より **4名**の理事を会長が指名する。
- 5) 監事は、総会において会員の内から選出する。

(役員の仕事)

第13条

- I項 会長は本会を代表し、その業務を統括する。
- II項 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- III項 理事は、理事会を構成し、本会の業務を審議・運営する。
- IV項 監事は、本会の業務及び財産に関し、次の各号の職務を行う。
 - 1) 本会の財産の状態を監査する。
 - 2) 本会の業務運営の状態を監査する。
 - 3) 財産及び業務の運営につき、不正の事実があると認めるときはこれを総会または所轄官庁に報告する。
 - 4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集することができる。

(役員の仕事)

第14条

- 1) 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2) 補欠又は増員により選任された役員の仕事は、前任者又は現任者残りの期間とする。
- 3) 役員はその任満期後であっても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(役員の仕事)

第15条

- I項 役員が次の各号の一つに該当するときは、理事会および総会において各々4分の3以上の議決により、会長がこれを解任することができる。
 - 1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき。
 - 2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第16条

役員は名誉職とする。したがって原則として報酬は支給しないものとする。

職務上の必要経費については原則として協会がこれを負担する。

(顧問および参与)

第17条

I 項 本会に、顧問および参与を置くことができる。

II 項 顧問および参与は、理事会の決議を経て会長がこれを委嘱する。

III 項 顧問および参与は、重要な事項について会長の諮問に応ずる。

(職員)

第18条

I 項 本会の事務を処理するため職員を置くことができる。

II 項 職員は会長が任免する。

III 項 職員は有給とし、職務上の必要経費については原則として協会がこれを負担する。

第五章 一 会議

(総会の種類及び招集)

第19条

I 項 総会は通常総会および臨時総会とする。

II 項 総会は正会員をもって構成する。

III 項 通常総会は、毎事業年度終了後60日以内に会長がこれを招集する。

IV 項 臨時総会は、理事から請求があったとき若しくは会員の4分の1以上から、会議の目的を示して請求があったとき、会長がこれを招集する。

V 項 第13条第IV項第4)号による臨時総会は、監事がこれを招集する。

VI 項 総会は開催日の5日前までに、その日時、場所および議題を記載した書面をもって会員に通知する。

(総会の議長)

第20条 総会の議長は、会員の内より選出する。

(総会の議決事項)

第21条

I 項 次の各号に挙げる事項は、総会に提出してその承諾を受けなければならない。

- 1) 規約の改廃
- 2) 事業計画及び収支予算
- 3) 事業報告及び収支決算
- 4) 会費に関する規定の変更
- 5) 役員を選任および解任
- 6) その他、理事会において必要と認めた事項。

(総会の成立および議決)

第22条

- I 項 総会は正会員の過半数が出席しなければ、会議を開き決議することができない。ただし当該議事につき、予め書面をもって意見を表示した者は出席したものとみなす。
- II 項 総会の議事は、過半数をもって決する。ただし、可否同数の時は議長がこれを決する。
- III 項 総会の議事の経過および決議事項は、議長がこれを記録し、当日出席した正会員のうちから予め選出された議事録署名人2名が署名捺印しなければならない。

(理事会の構成および審議)

第23条

- I 項 理事会は、会長、副会長及び、理事をもって構成する。
- II 項 理事会は、この規約に定められた事項及び業務の執行運営に関する事項を審議決定する。

(理事会の招集)

第24条

- I 項 理事会は、必要に応じ会長がこれを招集する。
- II 項 理事会は、開催日7日前までに、その日時、場所および議題を記載した書面をもって通知する。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(理事会の議長)

第26条

- I 項 理事会は、理事の過半数が出席しなければ会議を開き議決することができない。ただし、当該議事につき、予め書面をもって意見を表示した者は、出席したものとみなす。
- II 項 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決する。ただし、可否同数の

ときは議長がこれを決する。

Ⅲ項 理事会の議事の経過および決議事項は、議長がこれを記録しなければならない。

第六章 ー資産および会計ー

(資産の管理)

第27条 本会の資産は会長がこれを統括し、現金は会計が銀行預金する等確実な方法により保管、事務所累投は事務局若しくは庶務が保管管理する。

(事業計画及び収支予算)

第28条 本会の毎事業年度の事業計画及びこれに伴う収支予算は、60日以内に会長が事務局および会計若しくは庶務に命じこれを作成し、理事会および総会の承認を受けなければならない。

(収支決算)

第29条

I項 本会の収支決算は、会長がこれを作成し財産目録、事業報告書、会員の移動状況書及び幹事の監査報告書を添え60日以内に理事会および総会の承認を受けなければならない。

II項 本会の収支決算に余剰金があるときは、理事会の議決および総会の承認を受け翌年度に繰り越すものとする。

(会計年度)

第30条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。削除

第七章 ー規約の改廃および解散ー

(規約の改廃)

第31条 この規約は、理事会および総会において各々出席者の4分の3以上の賛同を得なければ改廃することができない。

(解散)

第32条 本会の解散は、理事会および総会において各々出席者の4分の3以上の賛同を得なければならない。

(専門委員会の種類等)

第33条

I項 本会に次の専門委員会を置く。

- 1) 総務委員会・・・理事会の決議に基づき、組織・運営に関する基準の企画・制定・改廃及び総務に関する業務の処理にあたる。
- 2) 運営委員会・・・射撃場の管理運営に関する業務の処理にあたる。

II項 各専門委員会の運営に関する規定は、理事会の規定を経て別にこれを定める。

(専門委員会の選任)

第34条 各専門委員会に委員を置き、その選任は次の各号による。

- 1) 総務委員会の委員は、理事及び学識経験者の内から会長が指名又は委嘱し、委員は互選により委員長を選出する。
- 2) 運営委員会の委員は、射撃場会員の内から会長が指名し、委員は互選により委員長を選出する。

第九章 ー補足ー

(細則)

第35条 この規約施行についての細則は、理事会および総会の決議を経て別れを定める。

第36条 国民体育大会出場の、監督および選手選考基準について

I項 国民体育大会の、監督および選手選考については、選手資格など、条件上で理事会に計り、最終的決定権は三役会（会長・副会長・理事長）が、これを決定するものとする。ただし、急を要する場合には、三役会で決定する。

II項 国民体育大会ヘトラップ・スキート両種日出場するときは監督1名・トラップ選手2名・スキート選手2名計5名参加する。(削除)

III項 トラップ選手選考については、原則として次のとおりとする。

- 1、各年度行われる日本クレ射撃協会の主催するA級公式大会【国際ルール】計400個(削除)のベストスコアを採用するものとする。
- 2、決定方法は、次の通り。
 - (1) その年度に出場した日本クレA級公式大会のベストスコアから、計400個の成績を取るものとする。
 - (2) 打ち返し方式なので、ベストスコアが出れば過去のすべての悪いスコアと差し替える。
 - (3) 出場する射撃場は必ず異なった射撃場2か所以上のベストスコアとする。

A 氏の場合	熊本公式（熊本）・鹿児島公式（熊本） 200個 200個	権利なし
B 氏の場合	福岡公式（福岡）・長崎公式（福岡）・本部公式（福岡） 200個 200個 100個	権利なし
C 氏の場合	佐賀公式（佐賀）・福岡公式（福岡） 200個 200個	権利あり

（４）前期の方法で行った高得点者より各1・2・3位とし国体選手となり、その国体選手に辞退者があれば、次順位の高得点者が繰り上がり国体選手として出場するものとする。ただし、特段の事由が生じた場合はこの限りではない。

IV項 スキート選手選考について原則として次のとおりとする

- 1、(削除) トラップ選手の選考方法と同様、日本クレ－A 級公式【国際ルール】計400個 (削除) とする。
- 2、日本クレ－A 級公式計400個は、必ず異なった射撃場2か所以上でのベストスコアと県協会の国体選手選考大会計2回のうち1回のベストスコア100個と、合計500個の成績の良いほうから参考とする。また、高得点者上位より1・2・3位とし国体選手となり、その国体選手に辞退者があれば、次順位の高得点者が繰り上がり国体選手として出場するものとする。ただし、特段の事由が生じた場合はこの限りではない。

—附則—

(施行期日)

- 1、この規約は、昭和48年5月1日から施行する。

—補足—

理事会において決定事項（平成8年3月24日）琴海射撃場にて

- 1、長崎県クレ－射撃協会及び日本クレ－射撃協会の会員を休会した者は、再び前記会員に入会しても3年間の本国体及び九州ミニ国体の出場を認めない。ただし、当協会が開催（主催）する公式、強化練習等の積極的な協力、参加が認められまた、国体選手予定者の辞退等特別な場合においては、理事会で出場資格について、協議決定される。
- 2、(項目削除)
- 3、(項目削除)
- 4、(項目削除)
- 5、前記会員を奪回および除名されたものが、再び入会希望したときはその都度、理事会に協議するものとする。

理事会において決定事項（平成9年3月20日）琴海射撃場にて

第6条（入会について）

（削除）

第7条（会費について）

- 1、顧問及び相談役は、会費の納入を要しない。

第12条（役員を選任）

- 1、理事会は会長・副会長・理事長・理事を合わせ原則7名で構成する。

第13条（役員の職務）

- 1、各々理事及び役員は、会長・副会長に協力して円滑な理事会を進行するものとする。

理事会において決定事項（平成12年3月20日）琴海射撃場にて

（削除）